

# 大規模小売店舗立地法の手続の流れ

期 間	設 置 者	県	市 町 村	住民(商工会議所等)
8ヶ月	予め (事前説明) 計画概要書の提出  2ヶ月 新增設の届出 (1,000㎡超) *届出から8ヶ月間新設不可 2ヶ月以内に説明会を開催 (三回を上限) *説明会日時を1週間前までに公告	受付 協議会構成各課、市町村及び商工会議所へ *届出に係る意見等調整  受付 協議会構成各課、市町村、商工 速やかに公告 縦覧(4ヶ月間) *4ヶ月以内に市町村から意見聴取  意見 公告 縦覧(1ヶ月間)	送付  協議所等へ送付 通知、意見聴取  意見提出	
	自主対応策の検討	協議会開催 *県の意見案作成  審査会開催 *意見案に対する助言  意見決裁 *8ヶ月以内に書面により意見 意見通知 公告 縦覧(1ヶ月間)		意見書の提出可
2ヶ月	変更する旨の届出又は しない旨の通知 *2ヶ月間新設不可	*意見を有しない場合は8ヶ月経過しなく ても新設可  市町村の意見聴取 *県の意見を適正に反映しておらず、 周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合 2ヶ月以内に限り  <協議会・審査会開催>	意見提出	
	受 変更の届出	勸告 公告  受 <協議会・審査会開催> *正当な理由なく勸告に従わなかったときは、 その旨を公表できる  公表	通知	